

平成19年第3回
美唄市議会定例会会議録
平成19年9月27日（木曜日）
午前10時00分 開議

◎議事日程

第1 会議録署名議員の指名

第2 委員長報告

- 1 議案第48号 美唄市過疎地域自立促進市町村計画の一部変更の件（総務・文教）
- 2 議案第49号 美唄市土地開発公社定款の一部変更の件（総務・文教）
- 3 議案第50号 美唄市職員の自己啓発等休業に関する条例制定の件（総務・文教）
- 4 議案第51号 美唄市職員の修学部分休業に関する条例制定の件（総務・文教）
- 5 議案第52号 政治倫理の確立のための美唄市長の資産等の公開に関する条例の一部改正の件（総務・文教）
- 6 議案第53号 美唄市パブリック・コメント手続条例制定の件（総務・文教）
- 7 議案第54号 美唄市立学校設置条例の一部改正の件（総務・文教）
- 8 議案第55号 美唄市体育センター条例の全部改正の件（総務・文教）
- 9 議案第56号 美唄市総合体育館条例の全部改正の件（総務・文教）
- 10 議案第57号 美唄市立生活館条例の一部改正の件（産業・厚生）
- 11 議案第58号 美唄市地域福祉会館条

例の一部改正の件（産業・厚生）

- 12 議案第59号 指定管理者の指定の件（美唄市南美唄福祉会館）（産業・厚生）
- 13 議案第60号 美唄市下水道条例の一部改正の件（下水道事業等審査特別）
- 14 議案第61号 美唄市個別排水処理施設条例の一部改正の件（下水道事業等審査特別）
- 15 議案第62号 平成19年度美唄市一般会計補正予算（第2号）（予算審査特別）
- 16 議案第63号 平成19年度美唄市国民健康保険会計補正予算（第2号）（予算審査特別）
- 17 議案第64号 平成19年度美唄市老人保健会計補正予算（第2号）（予算審査特別）
- 18 議案第65号 平成19年度美唄市介護保険会計補正予算（第1号）（予算審査特別）
- 第3 認定第1号 平成18年度美唄市一般会計決算認定の件
- 第4 認定第2号 平成18年度美唄市民バス会計決算認定の件
- 第5 認定第3号 平成18年度美唄市国民健康保険会計決算認定の件
- 第6 認定第4号 平成18年度美唄市老人保健会計決算認定の件
- 第7 認定第5号 平成18年度美唄市下水道会計決算認定の件
- 第8 認定第6号 平成18年度美唄市土地区画整理事業会計決算認定の件
- 第9 認定第7号 平成18年度美唄市介

- 護保険会計決算認定の件
- 第10 認定第8号 平成18年度美唄市介護サービス事業会計決算認定の件
- 第11 認定第9号 平成18年度市立美唄病院事業会計決算認定の件
- 第12 認定第10号 平成18年度美唄市水道事業会計決算認定の件
- 第13 認定第11号 平成18年度美唄市工業用水道事業会計決算認定の件
- 第14 議案第66号 美唄市教育委員会委員任命の件
- 第15 議案第67号 美唄市公平委員会委員選任の件
- 第16 議案第68号 美唄市公平委員会委員選任の件
- 第17 議案第69号 美唄市固定資産評価審査委員会委員選任の件
- 第18 議案第70号 美唄市固定資産評価審査委員会委員選任の件
- 第19 石狩川流域下水道組合議会議員の補欠選挙
- 第20 意見書案第9号 自治体財政の充実・強化を求める意見書
- 第21 意見書案第10号 障害者自立支援法の抜本的見直しを求める意見書
- 第22 決議案第2号 市立美唄病院と美唄労災病院の統合問題に関して市議会の考えを明らかにするための決議
- 第23 決議案第3号 美唄市基本問題調査特別委員会設置に関する決議

- 1 番 吉 岡 文 子 君
- 2 番 森 川 明 君
- 3 番 五 十 嵐 聡 君
- 4 番 高 橋 幹 夫 君
- 6 番 阿 部 義 一 君
- 7 番 長谷川 吉 春 君
- 8 番 米 田 良 克 君
- 9 番 白 木 優 志 君
- 10 番 小 関 勝 教 君
- 11 番 土 井 敏 興 君
- 12 番 本 郷 幸 治 君
- 13 番 紫 藤 政 則 君
- 15 番 谷 村 孝 一 君

◎出席説明員

- 市 長 桜 井 道 夫 君
- 副 市 長 佐 藤 昭 雄 君
- 総 務 部 長 板 東 知 文 君
- 市 民 部 長 岩 本 良 一 君
- 保健福祉部長兼福祉事務所長 中 川 直 紀 君
- 商 工 交 流 部 長 酒 巻 進 君
- 農 政 部 長 林 信 孝 君
- 都市整備部長 加 藤 誠 君
- 市立美唄病院事務局長 三 谷 純 一 君
- 消 防 長 佐 藤 賢 治 君
- 総務部総務課長 市 川 厚 記 君
- 総務部総務課総務係長 村 上 孝 徳 君

- 教育委員会委員長 阿 部 稔 君
- 教育委員会教育長 村 上 忠 雄 君
- 教育委員会教育部長 安 田 昌 彰 君

◎出席議員（16名）

- 議 長 林 国 夫 君
- 副議長 内馬場 克 康 君

- 選挙管理委員会委員長 熊 野 宗 男 君
- 選挙管理委員会事務局長 大 道 良 裕 君

農業委員会会長	佐藤博道君
農業委員会事務局長	山崎一広君

監査委員	川村英昭君
監査事務局長	嵯峨和樹君

◎事務局職員出席者

事務局長	藤井英昭君
次長	和田友子君
総務係長	濱砂邦昭君

午前10時00分 開議

●議長林 国夫君 これより本日の会議を開きます。

●議長林 国夫君 日程の第1、会議録署名議員を指名いたします。

6番 阿部義一議員

7番 長谷川吉春議員

を指名いたします。

●議長林 国夫君 次に日程の第2、委員長報告に入ります。

順序1、議案第48号美唄市過疎地域自立促進市町村計画の一部変更の件ないし順序18、議案第65号平成19年度美唄市介護保険会計補正予算（第1号）の以上18件を一括議題といたします。

本件について、それぞれ委員長の報告を求めます。

まず、議案第48号ないし議案第56号の以上9件について、土井総務・文教委員長。

●総務・文教委員会委員長土井敏興議員（登

壇） ただいま議題となりました、議案第48号美唄市過疎地域自立促進市町村計画の一部変更の件、議案第49号美唄市土地開発公社定款の一部変更の件、議案第50号美唄市職員の自己啓発等休業に関する条例制定の件、議案第51号美唄市職員の修学部分休業に関する条例制定の件、議案第52号政治倫理の確立のための美唄市長の資産等の公開に関する条例の一部改正の件、議案第53号美唄市パブリック・コメント手続条例制定の件、議案第54号美唄市立学校設置条例の一部改正の件、議案第55号美唄体育センター条例の全部改正の件及び議案第56号美唄市総合体育館条例の全部改正の件の以上9件について、総務・文教委員会の審査の経過並びに結果を一括ご報告申し上げます。

経過といたしまして、9月20日委員会を招集して審査いたしました。

各議案審査における質疑答弁の主なものを申し上げます。

はじめに議案第48号について申し上げます。

過疎対策事業債の平成18年度末での残高は、との質疑に対し、43億5,073万5,000円の残高になっている、との答弁。

過疎対策事業債というのは、美唄は過疎地域としての指定と過疎債を借りたいと申し込めば全部借りられるものなのか、との質疑に対し、過疎対策事業債については全国規模で一定の枠があり、各自治体が申請してその枠内において起債許可が認められ配分される。計画に登載された事業が前提となる。申請した事業すべてが採択されるとは限らない、との答弁。

次に、保育施設整備事業で借りることにしたので過疎計画に載せる、そういう手続きで支障がないのか、との質疑に対し、過疎計画を変更する場合は知事と事前協議をし、決定された後に速やかに議会に上程することとなっている。19年度予算が決定、5月に申請をあげて事前協議が終了したのが8月16日となったので今回提案するもの、との答弁。

次に、借入を行えば連結決算や公債費比率との関連はどうなるのか、との質疑に対し、借入を行えば後年度負担が増える形になるが、過疎債の場合は70%の交付税の算入がある。

財政指標をクリアするために、事業費全体は抑制しなければならないが、必要な事業はやらなければならない。連結決算等を想定しながら過疎債を適用して実施するものである、との答弁。

次に、議案第49号について申し上げます。

土地開発公社経理基準要綱の改正によって運用財産が廃止された。この要綱の内容について、との質疑に対し、土地開発公社の経理については、「土地開発公社経理基準要綱」に基づき処理することになっているが、貸借対照表の資本金には、基本財産と運用財産を明記することとなっている。本市の場合、基本財産は美唄市からの出資金500万円しかない。運用財産という項目金額は過去から登載されていない。今回の経理基準の改正によって、運用財産という項目も削ることとなった。公社の定款の中で、第19条に基本財産のみとすることとなったもの、との答弁。

次に、美唄市の土地開発公社の経理基準要綱だから美唄市で判断して改正をする考え方があると思うが、全国の土地開発公社の経理

基準要綱が一斉に改正されると受け取っているのか、との質疑に対し、そのとおりである、との答弁。

次に、議案第50号について申し上げます。

給与についてはわかるが、年金の関係についてはどういう扱いになるのか、との質疑に対し、全額自己負担になる、との答弁。

この制度は美唄市独自のものなのか、国に従って制度を設けたのか、との質疑に対し、国においても同様の制度が設けられており、それを受け、地方公務員法の改正がなされたものである、との答弁。

国家公務員ではすでに実施されていたのか、との質疑に対し、国においては平成19年8月1日に新しい制度として法律の制定がなされている、との答弁。

次に、議案第51号について申し上げます。

1週間で20時間を超えない範囲、30分を単位として行うとあるが、受け入れる学校側の方のカリキュラムに参加するということになるのか。公務員のためのカリキュラムを用意してくれているのか、との質疑に対し、想定しているものは夜間に行われるような専門学校の課程。5時から授業が始まるという場合、就業時間は5時15分となっているので、たとえば4時に市役所を出なければ間に合わないといった場合には、1時間30分の休みをとって通学することと、そういった時間を想定して休業時間を定めるものである、との答弁。

次に、議案第52号については、質疑はありませんでした。

次に、議案第53号について申し上げます。

できるだけ多くの市民が、市が市民意見を

求めているということを知らなければならない。一番行き渡っているのが広報紙メロディ。パブリック・コメント手続きをやろうとする者については、最低限メロディに周知の方法、手立てがとられると確認していいのか、との質疑に対し、広く市民に周知することが重要なので、政策等の案に加え、関連情報を併せて公表することが重要と考えている。公表する方法としては、実施機関における窓口、市役所の行政資料室、市の主要施設への備え付けに加え、市のホームページにも掲載することが重要と考えている。広報紙への掲載は必須のものと考えている。事案に応じて報道機関を活用した公表の方法等、案件に応じた方法を採用し、広く周知に努める、との答弁。

次に、第4条の金銭の徴収、金銭の給付に関する政策の意味について、との質疑に対し、金銭徴収に関しては、地方自治法における直接請求制度において地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料、手数料の徴収に関するものを除くという規定がある。これは直接請求制度の中で金銭徴収に関わる条例については該当する自治体の財政状態に大きく影響するという趣旨から、市民からの直接請求からは除かれている。

税の賦課徴収、分担金、使用料及び手数料の徴収に関しては、直接予算の編成に大きく影響するという事で除いている。金銭の給付に関しても、予算編成の基本的な枠組みを出ることは難しいことから、この制度から除いている。いずれもまちづくり基本条例における説明責任の規定があるので、意見募集は行わない予定だが事前説明、説明責任は果たさなければならないものと考えている、との

答弁。

次に、道内各地の制度導入状況で、条例制定が5市、要綱制定が4市。条例制定の早いところでは石狩市で平成14年に施行されているが、先進地における効果はどうだったのか、との質疑に対し、国で行っているパブリック・コメント手続きについて結果が公表されている。2004年度の実績で、実施件数が856件、意見の提出があったものが600件。意見を修正したものが184件、意見提出の割合、意見提出率は70.1%、修正率は30.7%となっている。横須賀市では意見募集を行ったものが16件、意見提出があったものが11件、修正を加えたものが7件、意見提出率は68.8%、修正率は63.6%となっている。意見募集をする案件によって意見のあるなしが大きく変わっている状況。パブリック・コメント手続制度は有効に機能するように十分検討して進めていきたい、との答弁。

次に、悪意をもって意見を述べることへの安全面でのネットはどうなっているのか、との質疑に対し、市の政策批判を含め提出されたものであっても提出された意見として扱う。その結果については公表することとなる。まったく関係ない誹謗中傷のような意見があった場合でも、まとめて公表することとなる、との答弁。

次に、条例の名称、カタカナの名前が市民に理解されて受け入れてくれるのか。市民の意見を市政に反映したいという姿勢がうまく伝わらないのではないかと、との質疑に対し、この条例の題名をつくる際、「市民意見公募手続条例」等の検討もしたところであるが、全体的な検討経過として他市や国の例において、

現在パブリック・コメントという用語が使われては始めている、市民という文言を使うにあたっては意見を提出していただける範囲と市内に居住している方だけでなく、法人や団体、あるいは納税義務のある方、直接利害関係を持つ方を含めていることから市民という用語が適当でないケースも考えられることから広く使われているパブリック・コメントという用語を用いたところである。市民に対する説明については付帯的な説明を加えて条例の趣旨が理解できるよう配慮しながらわかりやすい条例となるよう工夫してまいりたい、との答弁。

この条例が制定されることによって、どういう事業でどういう課に属し、どういう費用がかかっていくのか、との質疑に対し、条例の内容についてはこれまで任意で行っていた市民の方へのご意見を聞くという手続きを、具体的に条例を制定して統一的な制度にするという趣旨である。この窓口については地域経営室が所管することになる。実際にパブリック・コメント手続きを行う際には、その案件を所管する担当課の課長職が実施責任者として意見募集や公表を行う。これに伴う経費としては、資料作成の際の消耗品等が想定される。特に大きな経費は生じないものと考えている、との答弁。

次に、議案第 54 号について申し上げます。

茶志内小学校、西美唄小学校校舎はどうするのか、との質疑に対し、西美唄小学校については校舎が大変老朽化しているため、後利用に供する部分が非常に薄い。取り壊しということで考えており、用地については地元地域等と話し合い、庁内の検討委員会の中で今

後の利活用について方向を定めていきたい。茶志内小学校についてはまだ補助の年限があり、さまざまな活用を検討されるべき施設と考えている。地域や庁内検討委員会と有効な活用ができるように検討を行う、との答弁。

次に、補助の年限について、あと何年残っているのか、との質疑に対し、西美唄小学校については 6 年、茶志内小学校については 33 年、との答弁。

学校施設を他に転用するという場合、規制などがあるのか、との質疑に対して、西美唄小学校は補助年限があとわずかということもあり、老朽化し使用用途がない施設については補助年限が経過しなくても許可をもって取り壊しができることとなっている。茶志内小学校については相当数の補助年限が残されているため、国で定めている部分については公共的な用途、利益を目的としない部分について使用する場合については国の許可を受けて他の用途に使用することができることとなっている。その他の公共的な利用、営利を伴う事業であっても、地域再生法に定める手続きを踏まえた上で国の許可を受ければ、補助金の返還なしに利用が可能である、との答弁。

次に、地域との利活用についての話し合いは持たれたのか、どんな要望があったのか、との質疑に対し、具体的に小学校の後利用について地域との話し合いは行っていない。今後地域と教育委員会だけでなく、庁内の検討委員会の中で利活用も考えながら並行して地域とも話し合いを進めていきたい、との答弁。

次に、中学校が出たあと、整備をして夏休み中から移って使うということなのか、との質疑に対し、中学生用のトイレや手洗い場に

なっていることから小学生でも使えるような改修を1学期中に終わらせ、2学期から小学校として活用するよう考えている、との答弁。

地籍、地番は学校敷地内全部を差しているのか、また、使用の許可についてはどのような扱いになるのか、との質疑に対し、校舎が建っている位置ということで、校舎全体を指しているものではない。校舎の中の土地については筆が分かれている部分もあるが、学校敷地全体を条例で定めてはいない。教育委員会内部での管理台帳の中で敷地を定めている。西美唄については小学校と中学校が隣接している関係もあり、今後小学校を中心に、敷地をどのように使うのかという考え方も伺いながら検討していきたい、との答弁。

次に、議案第55号について申し上げます。

17年度の管理費が18年度と比べると非常に差があるがその理由について、との質疑に対し、アスベストの撤去費用が含まれているため、その部分が増となっている、との答弁。

次に、使用料収入を見ると17年度が一番低い。利用者数も含めて増加のためどのような努力をされてきたのか、との質疑に対し、17年度はアスベストの調査期間、修理期間ということで平年の半分くらいの開館となったため、利用者数と利用料金が減となっている。利用者増に向けて、体育指導員の協力を得ていろいろな教室を開いている。健康づくりに向けて教室を開くなど、先を見たカリキュラムに力が入っていなかった。スポーツを健康づくりに向けていくニーズに応えるため、スポーツ教室を開く等して利用者増に取り組んでいきたい、との答弁。

次に、料金は変わっていないのか、との質

疑に対し、料金は変わっていない、との答弁。

次に、議案第56号について申し上げます。

18年の利用者数は減っているが、管理費が350万円増えている。この中身について、との質疑に対し、屋上防水の漏水調査、公共下水道の接続工事等により増となったもの、との答弁。

次に、漏水調査にしてもかなり費用がかかる。漏水の原因ははっきりとわかったのか、との質疑に対し、窓枠のコーキングの劣化、屋根のステンレス部分がすいてきたこと等が原因だった。8月下旬に修理が終わっている、との答弁。

次に、修理にかかる費用のことを考えたら、いっそのこと天窓をなくしてしまったらどうなのか、今回の修理にあたり、そういう意見はなかったのか、との質疑に対し、北海道にはない斬新なデザイン。室内が明るい、これが体育館の誇りである。これからの維持管理の中でどのような形がいいのか、建築課等関係課含めて検討していきたい、との答弁。

結果といたしまして、議案第48号ないし議案第56号の以上9件につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本委員会の決定どおりご承認いただきますよう、お願い申し上げまして報告を終わります。

●議長林 国夫君 次に、議案第57号ないし議案第59号の以上3件について、紫藤産業・厚生委員長。

●産業・厚生委員会委員長紫藤政則議員（登壇） ただいま議題となりました、議案第57号美唄市立生活館条例の一部改正の件、議案第58号美唄市地域福祉会館条例の一部改正

の件及び議案第 59 号指定管理者の指定の件の以上 3 件について、産業・厚生委員会の審査の経過並びに結果をご報告申し上げます。

経過といたしまして、9 月 20 日委員会を招集して審査いたしました。

はじめに、議案第 57 号、これは生活館条例の一部改正で、南美唄の生活館をなくすという内容でございますが、審査における質疑答弁のうち、主なものを申し上げます。

質疑は 1 人で 2 項目に及びました。

最初に、生活館の位置づけ、目的と個別の供用開始年度、使用利用状況について、との質疑に対し、条例に記載の目的、市街地にもあるがほとんどの生活館は当時の炭鉱地域でコミュニティ施設として設置されたもの。これまで長年にわたり地域の施設として利用されてきたものと承知している、との答弁。

次に、各会館の供用年次並びに利用状況についてであります。利用状況について、地域老人クラブや町内会などの会合に使われているほか、当時は他に施設もなかったことから葬儀や法要などにも利用されている。地区年数も経過している施設であり、バリアフリー化になっておらず、トイレも使用しづらい。今後要望等により施設改修をする予定があるか。また、生活館の今後の管理をどうするのか、との質疑に対し、水洗化区域になっているところは水洗化をし、その後にバリアフリー化もしてきている。これは進徳をさしております。今後の生活館については自立推進計画で、平成 19 年度までに廃止を含め住民との話し合いを前提に一定の方向を出すことにしている。との答弁。

次に、議案第 58 号の審査における質疑答弁

のうち主なものを申し上げます。

これは南美唄の地域福祉会館に関わるものでございますが、質疑は 3 人、3 項目に及びました。順次ご紹介をさせていただきます。

市内既存福祉会館の広さと、南美唄の新しい会館の広さの状況について、との質疑に対し、既存については約 220 平米から 310 平米ぐらいまでの施設の広さであるが、新しい施設はバリアフリー化とトイレについても障害者用と男女別に行っていることなどから、今後の変更がなければ 371.7 平米として予定をしている。との答弁。

次に、トイレは男女別になっていない施設が多い。今後の既存の地域福祉会館の改修計画はどうなっているか、との質疑に対し、既存施設での水洗化は東、南、東明、西、東 4 条、北の 5 施設であり、男女別は峰延の 1 館。改修計画はないが、今後修繕等にあわせ必要があれば改修をしていきたい、との答弁。

次に、南美唄の次は峰延と聞いているが、財政状況が厳しいことは住民も承知している。今年市で土地の面積など調査しているようであり、地域でもいつできるのかと聞かれるが、予定年次は明示できるのか、との質疑に対し、現在の会館は 2 階建てであり高齢者の利用が不便。トイレの臭気、地区年数の経過などにより地域から建設要望が出ている。建設については後期プランの中で進めていくとして位置づけを行っている。時期についてはいつとの明示はしていない。本年度市の方で面積などを調査しているが、建設にあたってはすぐということではなく、今後住民の皆さん等の話し合いにより進めていきたいと考えている、との答弁。

以上が 58 号でございます。

次に、議案第 59 号の審査における質疑答弁のうち主なもの、これは 1 人で 1 項目でございます。

指定管理者の指定期間は、4 年 4 カ月との内容になっているが、これまでの施設とのバランスからいって整合性が取れていないのではないかと、との質疑に対し、制定導入時 3 年間は運営実態を把握するために必要な期間として取扱っているものと承知をしている。現在、指定管理者としては平成 18 年から平成 20 年であるが、これにあわせると 1 年 4 カ月となり、運営実態把握期間の 3 年を下回ることになり一定の判断ができないことから、これらの期間を加えた 4 年 4 カ月で提案をした。との答弁。

次に、これまでの指定管理者制度の説明では、3 年間を原則とした取扱いをしているとのことである。これを超える期間での承認となれば、期間の捉え方の整合性が取れなくなる。それが整理できなければ、今回の提案も 1 年 4 カ月、3 年などの修正もあり得ると考えるが、期間の取扱いとして市としてどのように考えているか、との質疑に対し、指定管理者選考委員会において、質問の内容についても協議をしたが、結果として一定の期間が必要であるとして原案の決定をもらっている。基本的には 3 年間の考えに変わりはないが、今回は年度途中であることから、変則的ではあるが 3 年を超えた期間で提案をした、との答弁。

議案第 59 号の主な質疑の内容は以上でございます。

結果といたしまして、議案第 57 号及び議案

第 58 号の以上 2 件につきましては、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 59 号につきましては別紙記載のとおり、指定の期間、「平成 19 年 12 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日まで」を「平成 19 年 12 月 1 日から平成 22 年 11 月 30 日まで」に改め、修正可決すべきものとし、修正部分を除くその他の部分は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本委員会の決定どおり、ご承認いただきますようお願い申し上げまして、報告を終わります。

●議長林 国夫君 次に議案第 60 号及び議案第 61 号の以上 2 件について、紫藤下水道事業等調査特別委員長。

●下水道事業等調査特別委員会委員長紫藤政則議員（登壇） ただいま議題となりました議案第 60 号美唄市下水道条例の一部改正の件及び議案第 61 号美唄市個別排水処理施設条例の一部改正の件、以上 2 件について下水道等審査特別委員会の経過並びに結果を一括ご報告申し上げます。

経過といたしまして、9 月 21 日委員会を招集して審査いたしました。

はじめに、理事者側から議案に関する資料の説明を受け、議案審査に入りました。

議案第 60 号の質疑答弁の主なものから申し上げます。

質疑は 4 人の委員から約 20 項目程度に及びました。その中から数点ご報告申し上げます。

まずはじめに、下水道の処理区域内人口は減少しているが、まちづくりプラン 3 万 1,000

人との整合性は取れているか、との質疑に対し、事業計画上は2万8,000人より厳しく推計をしている、との答弁。

次に、南美唄と落合地区の計画区域からの除外は平成24年度以降変更できるのか、との質疑に対し、南美唄と落合地区は、平成18年度に事業認可の変更を行っている。1,445ヘクタールから1,361.5ヘクタールに縮小。落合26.6ヘクタール全域の除外と、南美唄117ヘクタールを61.4ヘクタールに変更。今後も人口の変更により認可変更の可能性、認可変更ができる。さらに、この認可変更後の環境対策については、両地域は個別排水処理施設で対応する、との答弁。

次に、説明資料が膨大であり、事前配布について一考求めたい、との質疑に対し、直近の資料を準備したという関係もあったが、今後はできるだけ早く提出するよう努めたい、との答弁。

次に、15%の料金値上げが妥当か、市民の理解を深める必要がある。資料では本来引き上げ幅が72%必要と試算され、それを15%にするという内容である。公聴会の必要性についての認識を問う、との質疑に対し、まちづくり基本条例や提案しているパブリック・コメント条例に基づき、まちづくり懇談会、市民意見公募等で市民理解を深め、またこれからも深めていきたい、との答弁。ここでは公聴会を行うという趣旨の答弁ではなかったという内容でございます。

次に、美唄市が高料金である、全道に比して料金が低い。これについての要因、理由は何か、との質疑に対し、下水道整備そのものが先進都市よりも遅れてしまっているという

ことと、事業が結果として短期的に集中をした、さらには流域下水道事業に関して、道が直接事業を実施する時期もあったが、美唄の事業スタートの段階では市が行わなければならないという背景もあり、それらの要素が重なったことが高料金の要因の1つであると認識している、との答弁。

などの質疑が行われました。資料が膨大でもありますし、また市民の生活に直結をする、あわせまして美唄市の財政そのものにも影響をする重要な問題でございました。議案第61号の個別排水処理に関わる条例の質疑までには至りませんでした。

結果といたしまして議案第60号及び議案第61号については、さらに検討を要するので継続審査とあわせて閉会中もなお審査の議決を求めることと決定いたしました。

本委員会の決定どおりご承認いただきますようお願い申し上げまして、報告を終わります。

●議長林 国夫君 次に、議案第62号ないし議案第65号の以上4件について、白木予算審査特別委員長。

●予算審査特別委員会委員長白木優志議員（登壇） ただいま議題となりました議案第62号平成19年度美唄市一般会計補正予算（第2号）、議案第63号平成19年度美唄市国民健康保険会計補正予算（第2号）、議案第64号平成19年度美唄市老人保健会計補正予算（第2号）及び議案第65号平成19年度美唄市介護保険会計補正予算（第1号）の以上4件について、予算審査特別委員会の審査の経過並びに結果をご報告申し上げます。

経過といたしまして、9月25日委員会を招

集して審査いたしました。

まず、はじめに議案第 62 号における質疑答弁のうち、主なものについて申し上げます。

提案にあたってはわかりやすい資料の提出が必要と考えるが、市長の考え方について、との質疑に対し、説明のあり方については今後一考を講じたい、との答弁。

次に、今後の補正など、平成 19 年度の決算見通しについて、との質疑に対し、市税や普通交付税において予算割れの状況にあるが、退職手当債発行の検討などにより収支均衡に努めたい、との答弁。

次に、福祉灯油支給基準、世帯数、支給金額、要項、来年度以降の事業継続及び支給基準について、との質疑に対し、市民税非課税世帯で前年度の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80 万円以下の者で、70 歳以上で構成される世帯。ただし、生活保護世帯を除く世帯数については約 440 世帯程度。支給金額については 1 世帯あたり 50 リッターを基本に 4,000 円を限度とし、要綱については新規用量について支給予定である。来年度以降については市単独の事業ではなく 3 者連携事業であることから今年度の実施結果を反省し協議したい、との答弁。

次に、事業実施主体及び来年度以降の継続の考え方、対象を高齢者にした理由、3 者の費用負担について、との質疑に対し、3 者連携ではあるが美唄市が主体となる。来年度以降の継続について市としては継続したい考えであるが、3 者連携した事業であることからことしの実績を反省し、話し合っていきたい。また、対象者については就労機会がなく、一定の年金のみで生活されている高齢者に絞っ

ている。3 者の財源構成については市が 120 万円のうち 60 万円が道費補助、共同募金会 40 万円、灯油・重油部会については 1 リッターあたり 8 円。一冬支給分 50 リッター、対象世帯 444 世帯分で 17 万 8,000 円分を値引きという形での負担である、との答弁。

次に、季節労働者通年雇用促進支援事業の事業内容について、との質疑に対し、施設労働者対策として国の暫定 2 制度が 18 年度をもって廃止となったことから、新たな施策として季節労働者通年雇用促進事業をすることになった。本事業は、国の委託事業として季節労働者に対する相談、支援等を地域協議会に委託するものである。また、本事業を受託するためには地域自らが取り組む事業が必要であることから 23 万 9,000 円の事業を計画した。この事業費については道と市がそれぞれ 2 分の 1 を負担するものであることから、協議会の負担金として 12 万円を計上した。

次に、季節労働者数と地域取組事業内容について、との質疑に対し、市内には約 920 名の季節労働者がいる。求人情報誌の発行や企業見学会を地域の取組事業として予定している、との答弁。

次に、農林費の水稻生産振興事業及び畑作生産振興事業についての事業内容と公開について、との質疑に対し、水稻生産振興事業については峰延農協の玄米ばら出荷施設システム整備事業で、生産履歴や出荷までの情報の一元化、能率アップ、コンタミ防止対策などにより品質の向上や消費者の信頼を確保し、また、無人ヘリコプター整備や地域の高齢化や担い手不足に対応し、いもち病やカメムシ防除のために導入を行う。畑作生産振興事業

については秋小麦一辺等の作付から輪作体系を取り入れた初冬まき春小麦の導入により、農業所得の拡大につなげたい、との答弁。

次に、玄米ばら出荷施設におけるコンタミン防止や対策整備に関わるエアクリーナー22機の費用及びウインドウズへの入れ替えの費用割合について、の質疑に対し、コンタミン対策整備設備費用については約500万円、ウインドウズに対応するコンピュータの入れ替えに要する費用は7割を占める、との答弁。

次に、これまでの無人ヘリコプター導入は何機か、対象面積はどのくらいか、との質疑に対し、無人ヘリコプターは現在9機で、対象面積は840ヘクタールである、との答弁。

次に、ヘリコプターによる防除作業については、周辺家屋などへの配慮などを行っていると思うが、作業がどのように行っているのか、との質疑に対し、防除についてはポジティブリストが制定され、これらを踏まえて防除を行っている。また、風向き、薬剤の種類や風のない朝方や夕方の作業などに対応している、との答弁。

次に、今後の無人ヘリコプター導入の計画があるのか、との質疑に対し、地域政策補助の導入要望はなく、本年度のみと考えている、との答弁。

次に、無人ヘリコプター購入事業は全道的に需要が高まっているのか、との質疑に対し、全道的な需要については把握していないが、本市においては高齢化、担い手の減少から防除作業の拡大必要性が高まっている、との答弁。

次に、スクールバス購入事業の内容について、との質疑に対し、マイクロバス29人乗り

3台の購入を予定しており、西美唄に2台、茶志内に1台配備。また、新車で購入することから、これまでの例で20年程度の使用が可能であると考えている、との答弁。

次に、学校適正配置事業に関わる予算217万2,000円の内訳及び制服の支給の内容について、との質疑に対し、制服等の支給に要する経費として126万5,000円、閉校式に要する経費として71万8,000円、閉校する学校からの部品運搬経費として18万9,000円である。また、制服については西美唄中、茶志内中、現1、2年生29名に支給しようとするもので、現にそれぞれの学校で制服購入の負担をしており、保護者等から強い要望等もあることから美唄中学校のリサイクル等での対応についても検討したが困難と判断したことから購入により支給することとした。また、制服のほか、美唄中学校の指定体育着であるTシャツ、短パン、運動靴についても同様に支給予定しているものである、との答弁。

次に、学校適正配置に対する市教委の考え方について、との質疑に対し、一定の集団の中で育まれる教育環境が大切との考えから、少人数化が進む西美唄中学校、茶志内中学校について美唄中学校との統合を進めるとともに、完全複式校となっている光珠内中央小学校について話し合いを行っているところである。今後とも地域の理解を前提として話し合いを進めていく中で財政的な説明も含めて対応していく、との答弁。

次に、学校配当予算が厳しいと聞いているが、各学校から現場の状況を日常的に把握しているのか、との質疑に対し、学校配当予算の消化にあたっては、教育委員会を通して行

われており、年度途中ということもあり現段階では事務職員等から苦しいとの話は聞いていない、との答弁。

次に、新たに配備されるスクールバスの市民混乗は考えているのか、との質疑に対し、市民課とも協議し、市民ニーズを把握しながら検討していく、との答弁。

次に、スクールバス購入事業に関わるバスの耐用年数、西美唄、茶志内の配備台数の違いについて、との質疑に対し、耐用年数ということではなく、いままでの通例で20年程度使用してきたものであり、また台数の違いについて、西美唄は美唄中学校との距離もあり、通学時間がかかるため中学校専用のバスとして2台配備が必要であり、茶志内についても下校時に新たなバスが必要であることから、1台配備することとしたものである、との答弁。

次に、過疎地域における学校の統廃合について国の考え方及び減量化について、との質疑に対し、国として過疎地域における統廃合は推進していない。補助的な制度等もなく少子化等により少人数校が増加していることから、全国的には統廃合が進んでいる状況である。また、統廃合による校舎等の後利用に対する考え方は弾力的になってきており、考え方については従前校舎等の後利用については営利を伴わない公共的な利用、社会福祉法人が使用する場合となっており、営利を伴う場合であっても地域再生法に基づく地域再生計画として国に認められれば耐用年数が経過していなくても利用できるようになってきている、との答弁がありました。

次に、議案第63号ないし議案第65号の以

上3件については、質疑はありませんでした。

以上の経過から、議案第62号ないし議案第65号の以上4件は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本委員会の決定どおりご承認いただきますよう、お願い申し上げまして報告を終わります。

●議長林 国夫君 これより議案第48号ないし議案第56号の以上9件について一括質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって一括質疑を終結いたします。

これより一括討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって一括討論を終結いたします。

これより一括採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第48号美唄市過疎地域自立促進市町村計画の一部変更の件**ないし**議案第56号美唄市総合体育館条例の全部改正の件**の以上9件は、委員長報告のとおり決定されました。

これより議案第57号ないし議案第59号の以上3件について一括質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって一括質疑を終結いたします。

これより一括討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって一括討論を終結いたします。

これより一括採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することにご

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第 57 号美唄市立生活館条例の一部改正の件**ないし**議案第 59 号指定管理者の指定の件**の以上 3 件は、委員長報告のとおり決定されました。

これより議案第 60 号及び議案第 61 号の以上 2 件について一括質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって一括質疑を終結いたします。

これより一括討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって一括討論を終結いたします。

これより一括採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第 60 号美唄市下水道条例の一部改正の件**及び**議案第 61 号美唄市個別排水処理施設条例の一部改正の件**の以上 2 件は、委員長報告のとおり決定されました。

これより議案第 62 号ないし議案第 65 号の以上 4 件について一括質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって一括質疑を終結いたします。

これより一括討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって一括討論を終結いたします。

これより一括採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第 62 号平成 19 年度美唄市一般会計補正予算（第 2 号）**ないし**議案第 65 号平成 19 年度美唄市介護保険会計補正予算（第 1 号）**の以上 4 件については、委員長報告のとおり決定されました。

●議長林 国夫君 次に日程の第 3、認定第 1 号平成 18 年度美唄市一般会計決算認定の件ないし第 13、認定第 11 号平成 18 年度美唄市工業用水道事業会計決算認定の件の以上 11 件を一括議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。
市長。

●市長桜井道夫君（登壇） ただいま上程されました認定第 1 号平成 18 年度美唄市一般会計決算認定の件、認定第 2 号平成 18 年度美唄市民バス会計決算認定の件、認定第 3 号平成 18 年度美唄市国民健康保険会計決算認定の件、認定第 4 号平成 18 年度美唄市老人保健会計決算認定の件、認定第 5 号平成 18 年度美唄市下水道会計決算認定の件、認定第 6 号平成 18 年度美唄市土地区画整理事業会計決算認定の件、認定第 7 号平成 18 年度美唄市介護保険会計決算認定の件、認定第 8 号平成 18 年度美唄市介護サービス事業会計決算認定の件、認定第 9 号平成 18 年度市立美唄病院事業会計決算認定の件、認定第 10 号平成 18 年度美唄市水道事業会計決算認定の件及び認定第 11 号平成 18 年度美唄市工業用水道事業会計決算認定の件、以上 11 件について一括提案理由をご説明申し上げます。

本件は、それぞれ地方自治法及び地方公営企業法の規定により、監査委員の審査意見を

つけて議会の認定を求めるものであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

●議長林 国夫君 お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明ありました認定第 1 号ないし認定第 11 号の以上 11 件については、一括大綱質疑にとどめ、後ほど設置いたします特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

これより認定第 1 号ないし認定第 11 号の以上 11 件について、一括大綱質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって、一括大綱質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

認定第 1 号ないし認定第 11 号の以上 11 件については 14 人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上閉会中審査することにいたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

認定第 1 号ないし認定第 11 号の以上 11 件については 14 人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上閉会中も審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました決算審査特別委員会委員の選任については、委員会条例第 8 条第 1 項の規定により、

吉岡 文子議員、森川 明議員、

五十嵐 聡議員、高橋 幹夫議員、阿部 義一議員、長谷川吉春議員、米田 良克議員、白木 優志議員、小関 勝教議員、土井 敏興議員、本郷 幸治議員、紫藤 政則議員、谷村 孝一議員、内馬場克康議員、

の以上 14 人の議員を指名したいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議ありませんのでそのように決定いたしました。

●議長林 国夫君 次に日程の第 14、議案第 66 号美唄市教育委員会委員任命の件ないし日程の第 18、議案第 70 号美唄市固定資産評価審査委員会委員選任の件の以上 5 件を一括議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。

●市長桜井道夫君（登壇） ただいま上程されました各案件について、提案理由をご説明申し上げます。

はじめに、議案第 66 号美唄市教育委員会委員任命の件であります。

本件は白戸仁康委員が 10 月 3 日をもって任期満了となりますので、本市教育委員会委員として引き続き白戸仁康氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次は、議案第 67 号美唄市公平委員会委員選任の件であります。

本件は、富田一男委員が 10 月 3 日をもって任期満了となりますので、本市公平委員会委員として引き続き富田一男氏を選任いたした

く、地方公務員法の規定により議会の同意を求めるものであります。

次は、議案第 68 号美唄市公平委員会委員選任の件であります。

本件は、川上徳三委員が 10 月 3 日をもって任期満了となりますので、本市公平委員会委員として新たに川上美樹氏を選任いたしたく、地方公務員法の規定により議会の同意を求めるものであります。

次は、議案第 69 号美唄市固定資産評価審査委員会委員選任の件であります。

本件は、三宅雅登委員が 11 月 10 日をもって任期満了となりますので、本市固定資産評価審査委員会委員として引き続き三宅雅登氏を選任いたしたく、地方税法の規定により議会の同意を求めるものであります。

次は、議案第 70 号美唄市固定資産評価審査委員会委員選任の件であります。

本件は、三浦洋嗣委員が 11 月 10 日をもって任期満了となりますので、本市固定資産評価審査委員会委員として引き続き三浦洋嗣氏を選任いたしたく、地方税法の規定により議会の同意を求めるものであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

●議長林 国夫君 お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明ありました議案第 66 号について、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第 66 号美唄市教育委員会委員任命の件**は、原案のとおり同意することに決定されました。

お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明ありました議案第 67 号については、原案のとおりこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第 67 号美唄市公平委員会委員選任の件**は、原案のとおり同意することに決定されました。

お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明ありました議案第 68 号については、原案のとおりこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第 68 号美唄市公平委員会委員選任の件**は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明ありました議案第 69 号については、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第 69 号美唄市固定資産評価審査委員会委員選任の件**は、原案のとおり同意することに決定されました。

お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明ありました議案第 70 号については、原案のとおりこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第 70 号美唄市固定資産評価審査委員会委員選任の件**は、原案のとおり同意

することに決定されました。

●議長林 国夫君 次に日程の第 19、石狩川流域下水道組合議会議員の補欠選挙を行います。

石狩川流域下水道組合議会議員である奥山裕章議員が去る 8 月 21 日ご逝去されました。石狩川流域下水道組合議会議員に欠員が生じたので、補欠選挙をするものであります。お諮りいたします。

補欠選挙すべき本組合議会議員の数を 1 人として、その選挙の方法は地方自治法第 118 条第 2 項の規定により指名推選の方法によりたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選の方法によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

石狩川流域下水道組合議会議員に、土井敏興議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました土井敏興議員を当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました土井敏興議員が石狩川流域下水道組合議会議員の議員に当選されました。

ただいま当選されました土井敏興議員が議場におられますので、本席から議会規則 32 条第 2 項の規定による告知を行います。

●議長林 国夫君 次に日程の第 20、意見書案第 9 号自治体財政の充実・強化を求める意見書及び日程の第 21、意見書案第 10 号障害者自立支援法の抜本的見直しを求める意見書の以上 2 件を一括議題といたします。

本件に関し、それぞれ提案の理由を求めます。

まず、意見書案第 9 号について 13 番紫藤政則議員。

●13 番紫藤政則議員（登壇） ただいま議題となりました意見書案第 9 号につきまして、案分を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

自治体財政の充実・強化を求める意見書

自治体間の財政力格差拡大の現状は、国の景気対策に伴う公債費の負担増や、国の政策に連動する地方負担の増大による財政の硬直化要素に加えて、三位一体改革に伴う、人口ベースによる財源移譲や地方交付税の圧縮等総じて国の地方財政対策に多くの要因があります。

このような状況は、過疎・旧産炭地の自治体ほど影響が大きく、いずれも深刻で危機的な財政状況になっています。美唄市においても決して例外ではなく、市立病院の多額の赤字が美唄市本体をゆるがす事態を呈しています。

基礎自治体としてその役割を果し、市民生活を守っていくためには、地域間格差の解決が必要であり、地方財政調整機能の充実が欠かせません。

については、2008 年度政府予算において、下記のとおり対策を講じられるよう強く要請いたします。

記

1. 地方交付税制度の財源保障と財政調整の機能を堅持し、自治体内の安定的な財政運営に必要な一般財源の拡充・強化を行うこと。
2. 地方財政計画策定や地方交付税算定プロセスに地方が参加する制度を確立すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき意見書を提出します。

平成 19 年 9 月 27 日

北海道美唄市議会

なお提出先は案文記載のとおりでありますので、原案のとおりご承認いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。

●議長林 国夫君 ただいまの意見書の訂正をすることにいたしたいと思いますので、ご諒承いただきたいと思います。

次に、意見書案第 10 号について 1 番吉岡文子議員。

●1 番吉岡文子議員（登壇） ただいま議題となりました意見書案第 10 号につきまして、案分を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

障害者自立支援法の抜本的見直しを求める意見書

平成 18 年 4 月に障害者自立支援法が施行

され、福祉サービスや自立支援医療（更生、育成、精神通院医療）に原則 1 割の「応益負担」が導入されました。障害者が人間としてあたりまえの生活をするために必要な支援を「益」と見なして負担を課すという「応益負担」は、障害が重い人ほど負担が重くなる仕組みであります。現に、負担に耐えられない障害者はサービスを抑制しなければならず、将来を悲観した親子心中事件まで起きるほど、障害者と家族を苦しめています。国の調査でも負担増を理由に入所・通所を中止した人が 1,625 人（平成 19 年 2 月政府調査）にも達しています。

また、報酬単価の引き下げや日払い化で施設・事業所の経営は苦しくなり、廃園に追い込まれた施設もあります。「福祉は人」なのに、福祉労働者にしわ寄せが及び、離職に追い込まれるなど労働条件の悪化も深刻になっていきます。

よって、下記の改善を求めます。

記

1. 障害者自立支援法を抜本的に見直し、「応益負担」の仕組みを再検討すること。
2. 障害者予算を抜本的に増額し、①在宅や施設サービスを大幅に増やすなど、地域生活の基盤整備を集中的にすすめること、②小規模作業所への支援策を国と自治体で講じること、③施設・事業所への報酬を増額し、日額払いを月額払いに改めること、④障害程度区分認定を実態に見合ったものに改善すること。
3. 法定雇用率を遵守するなど、就労の保障をすすめること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見

書を提出します。

平成 19 年 9 月 27 日

北海道美唄市議会

なお提出先は案文記載のとおりでありますので、原案のとおりご承認いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。

●議長林 国夫君 お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明ありました意見書案第 9 号及び意見書案第 10 号の以上 2 件については、別に発言もないようですので原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、**意見書案第 9 号自治体財政の充実・強化を求める意見書**及び**意見書案第 10 号障害者自立支援法の抜本的見直しを求める意見書**の以上 2 件については、原案のとおり決定されました。

●議長林 国夫君 次に日程の第 22 決議案第 2 号市立美唄病院と美唄労災病院の統合問題に関して市議会の考えを明らかにするための決議を議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。

16 番内馬場克康議員。

●16 番内馬場克康議員（登壇） ただいま議題となりました決議案第 2 号市立美唄病院と美唄労災病院の統合問題に関して市議会の考えを明らかにするための決議について、お手元の案文を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

市立美唄病院と美唄労災病院の統合問題に関して市議会の考えを明らかにするための決議

1. 統合断念について

本年 9 月 12 日の市議会地域医療問題調査特別委員会において市長から求められていた、市立美唄病院と美唄労災病院の統合問題については、市議会として次の理由により「両病院の統合の実現は厳しく、断念せざるを得ない」とした市長の考えを受け入れざるを得ないと判断します。

- ① 統合実現に最も重要な医師確保については、更なる努力を求めても、既に時期を失っており、今後も明るい展望を見出すことは極めて困難な状況にあること。
- ② 新たに示された 200 床、医師が 25 人体制による統合シミュレーションには、3 億 1 千万円の単年度赤字が発生する事業収支見通しとしているが、美唄市の財政状況は、一般会計で更なる赤字を補てんする体力を持ちえていないばかりか、市立美唄病院の累積不良債務の増加をきたし、連結実質赤字比率の判断基準いかなんでは、美唄市が財政再生団体に転落する可能性が大であること。

2. これまでの取り組みについて

市長が市政の執行権者として、今日まで新総合病院実現のために、奔走努力してきた労は多とするものの、次のとおり問題点を指摘せざるを得ません。

- ① 本年 3 月の「マスタープラン」策定後、6 月の「中間取りまとめ」を受けて直ちに市広報の臨時号を発行し、8 月にはまちづくり懇談会で市民周知に努め、統合実現が確かなものであるとの印象を、一般市民が受けとめていたのにもかかわらず、短期間で急変し統合断念に至ったことに

より、市民の間に動揺が広がる結果を招いたこと。

- ② 「機構」との合意形成の遅れは、国との意見調整等いたしかたない事情であったことは理解するものの、統合後の新病院の経営見通しに対する不安が助長され、結果として市立美唄病院及び美唄労災病院の医師数の減少の要因のひとつになったこと。

- ③ 新病院づくりの成否は、美唄市の浮沈にかかわる市政の最重要課題であり、プランニングにあたっては、医師や関係者との双方向議論、主権者である市民との合意形成が不可欠であったが、情報の共有や積み上げ議論に足らざるところがあったこと。

3. 地域医療の再構築について

市長は統合断念を最終判断いたしました。今後は、早急に市民、関係者及び関係機関に説明責任を果たすとともに、美唄市の今後の地域医療をどうするか、その基本方針を示し、具体化する責任があります。このため、地域医療の再構築（「マスタープラン」の見直し）にあたって、次のとおり留意事項を示します。

- ① 北海道唯一のせき髄センターを有する美唄労災病院の存続、機能維持にむけて、関係機関に強く働きかけること。
- ② 市立美唄病院の縮小、再編は待ったなしであり、自治体病院取り巻く厳しい環境を直視し、現実に応じた再編計画と自主健全化計画を策定すること。
- ③ 前記再編計画のフレームづくりにあたっては、拙速を避け全ての課題をテーブルに乗せ、医師会との協議を中心に市民参

加・職員参加の積み上げ議論による連帯責任を意識して進めること。

- ④ 「マスタープラン」において存続しないこととした市立美唄病院が有する療養病床については、市民ニーズが依然として高く再検討を要すること。再検討にあたっては、民間病院の動向、入院患者の介護サービス施設や在宅への対応可能見通し、市民ニーズを十分把握すること。

- ⑤ 地域医療連携の強化にあたっては、救急患者の搬送体制の充実、中核病院へ通院するための交通手段の確保について、消防本部との意見交換や通院患者の実態把握に努めること。合わせて道と関係機関でつくる広域化・連携構想への意見反映と共に、自らつくる病院間連携を強化すること。

- ⑥ 夜間・休日の救急当番病院のローテーションの確立や学校医の確保については、医師の減少に伴い困難性が予想されることから、医師会と早めの協議を行い遺漏のない体制を構築すること。

- ⑦ 市立美唄病院の再編に伴い発生する職員の雇用問題については、再編計画策定と並行して進め、職員の意向調査、新たな雇用の受け皿づくり、退職を希望する職員への退職条件の整備等に十分配慮すること。

4. 市議会としての主体的取り組みについて

この度の市立美唄病院と美唄労災病院の統合問題を契機に、今後市議会として、地方自治法に基づく参考人制度の有効活用を図ると共に、美唄市まちづくり基本条例第14条第6項に基づく、市民との対話の機会を設けるた

めの仕組みづくりに取り組んでいきます。

以上、決議します。

平成 19 年 9 月 27 日

北海道美唄市議会

●議長林 国夫君 お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明ありました決議案第 2 号については原案のとおり決することにご異議ありませんか。

6 番阿部義一議員。

●6 番阿部義一議員 _____
_____, _____。

_____, _____。
_____, _____。

●議長林 国夫君 議事整理のため、暫時休憩いたします。

午前 11 時 21 分 休憩

午前 11 時 56 分 開議

●議長林 国夫君 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの阿部議員の発言は、不穏当発言と認めますので、発言の取り消しを命じます。

会議を続けます。

お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明ありました議決案第 2 号については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、**決議案第 2 号市立美唄病院と美唄労災病院の統合問題に関して市議会の考えを明らかにするための決議**は、原案のとおり決

定されました。

午後 1 時まで休憩いたします。

午前 11 時 57 分 休憩

午後 2 時 17 分 開議

●議長林 国夫君 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより日程の第 23、決議案 3 号美唄市基本問題調査特別委員会設置に関する決議を議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。

13 番紫藤政則議員。

●13 番紫藤政則議員（登壇） ただいま議題となりました決議案第 3 号美唄市基本問題調査特別委員会設置に関する決議について、お手元の案文を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

美唄市基本問題調査特別
委員会設置に関する決議

（委員会の設置）

1 本市議会に美唄市基本問題調査特別委員会を設置する。

（設置の目的）

2 本委員会は本市における財政健全化等まちづくり基本問題についての調査を行うことを目的とする。

（調査事項）

3 本委員会の調査事項は、次のとおりとする。

（1）財政健全化について

（2）21 世紀まちづくりプランについて

（3）自立推進計画について

（委員の定数）

4 本委員会の定数は15人とする。

(調査期間と閉会中の審査)

5 本委員会は、閉会中も調査を行うことができることとし、議会において調査終了を議決するまで委員会を継続存置する。

(経費)

6 本委員会の調査に要する経費は、議長の承認を得て支出する。

以上、決議する。

平成19年9月27日

北海道美唄市議会

●議長林 国夫君 お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明ありました議決案第3号については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、決議案3号美唄市基本問題調査特別委員会設置に関する決議は、原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました美唄市基本問題調査特別委員会の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、

吉岡文子議員、森川 明議員、
五十嵐 聡議員、高橋 幹夫議員、
阿部 義一議員、長谷川吉春議員、
米田良克議員、白木 優志議員、
小関勝教議員、土井 敏興議員、
本郷 幸治議員、紫藤 政則議員、
林 国夫、谷村 孝一議員、
内馬場克康議員、

の以上15人の議員を指名いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議ありませんのでそのように決定いたしました。

●議長林 国夫君 以上をもちまして、今期定例会に付議されました各案件は、全部議了いたしました。

これをもって、平成19年第3回美唄市議会定例会は閉会いたします。

午後2時21分 閉会